平成２９年（フ）第１２５号
愛知県愛西市大野町未176番地の１
破産者　有限会社嘉穂建材
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１４２３号
名古屋市中村区稲葉地町４丁目40番地
破産者　株式会社ＴＥＣ
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２号
三重県伊賀市東高倉293番地
破産者　株式会社ドーナツ
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第４６号
三重県伊賀市東高倉293番地
破産者　井之坂ちか
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第６７号
三重県名張市東田原845番地70
破産者　角野啓一郎
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第９５４号
堺市南区深阪南116番地
破産者　株式会社カワハラ技建
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１６２号
堺市南区晴美台２丁５番７号
破産者　株式会社チェリッシュ
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第８２１号
神戸市中央区磯辺通１丁目１番５号
破産者　株式会社Ｌｅｇａｍｅ
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第８８１号
神戸市中央区花隈町３番12号
破産者　株式会社拓建
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第２６号
兵庫県三木市志染町中自由が丘２丁目139番地の17
破産者　有限会社アールビー
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３３号
神戸市中央区八幡通４丁目１番18号４階
破産者　株式会社ブルック
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５号
神戸市長田区腕塚町４丁目４番14号
破産者　有限会社アークテックシステム
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７０号
北九州市八幡東区中央３丁目２番12号
破産者　ホーム・クリエイト株式会社
１　決定年月日　平成30年５月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第４５７号
神奈川県相模原市中央区千代田１丁目７番１号第３清水ビル401、開始決定時の住所東京都町田市小山町1629番地10
破産者　石井　高行
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第８５７号
東京都町田市金森東４丁目２番３号
破産者　斉藤　美保
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３７号
東京都武蔵野市吉祥寺本町１丁目32番３－301号
破産者　株式会社キルブライド・ジェーピー
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１３３８号
茨城県小美玉市川中子543番地
破産者　松浦　佳孝
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９０号
東京都八王子市別所１丁目41番地１－６－606
破産者　ＬＯＨＡＳ株式会社
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第９１号
東京都八王子市別所１丁目41番地１－６－606
破産者　ディスカヴァリー株式会社
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２３８号
東京都東村山市廻田町１丁目５番地26
破産者　山﨑　正昭
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第２９２号
東京都八王子市元八王子町２丁目1941番地１サンキエームＫ２　202号
破産者　金箱　　剛
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２８年（フ）第６５号
三重県津市柳山津興1530番地12
破産者　坂﨑　敏彰
１　決定年月日　平成30年５月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係